



Walkable City
Minakama

委員会提案

条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和8年3月19日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第40号	美濃加茂市議会基本条例について	1
議第41号	美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	3

◎ 制定の趣旨

市民に開かれ、活性化された議会を実現するために、議会の役割と責任を明確にし、市民の負託に応える決意を明らかにするとともに、議会の基本的な規範として美濃加茂市議会基本条例を制定するものです。

◎ 条例の概要

第1章 総則（第1条・第2条）

条例の目的、位置付けを規定します。

第2章 議会の原則（第3条―第6条）

議会の活動原則、会議の公開、会派、全員協議会について規定します。

第3章 議員の原則（第7条・第8条）

議員の活動原則、議員の倫理について規定します

第4章 議会と市民との関係（第9条―第11条）

市民との意見交換、請願及び陳情における提出者の意見聴取、公聴会及び参考人制度の活用について規定します。

第5章 議会・議員と市長等との関係（第12条―第14条）

議会と市長等との関係、市長等への情報提供の要求、反問権について規定します。

第6章 議会の機能強化（第15条―第19条）

議決事項の追加、議員間討議、議長及び副議長選挙、広報広聴の充実、予算の確保について規定します。

第7章 大規模災害への対応（第20条）

大規模災害が発生した非常時の対応について規定します。

第8章 定数及び報酬（第21条・第22条）

議員定数、議員報酬について規定します。

第9章 政務活動費（第23条）

政務活動費について規定します。

第10章 議会事務局等の体制整備（第24条）

議会事務局の機能強化、体制整備、議会図書室について規定します。

第11章 最高規範性と見直し手続（第25条・第26条）

美濃加茂市議会基本条例の最高規範性と条例の目的が達成されているか否か検証することについて規定します。

附則

◎ 条例の施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

〔議第 4 1 号〕

美濃加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書（議会提案）：7 頁】

◎ **改正の概要**

美濃加茂市議会基本条例の制定に伴い、会派は複数議員で構成するものとするため、一人の会派は認めないこととなります。

そのため、政務活動費の支給対象を会派に加えて会派に属さない議員個人にも交付するように改正をするものです。

◎ **改正の主な内容**

- 政務活動費の交付対象者の改正（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条及び別表関係）

「会派」を「会派又は会派に属さない議員」に改めます。

- 議員の異動等に伴う調整の追加（第 4 条関係）

年度の途中で会派から脱退して会派に属さない議員となったとき等の政務活動費を調整する規定を追加します。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。